

# ホームページ有料バナー広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、四日市観光協会有料バナー広告の掲載に関するガイドライン（以下「バナー広告掲載ガイドライン」という。）に基づきホームページにバナー広告を掲載するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

(広告の掲載資格及び掲載基準)

第2条

掲載する広告は、四日市観光協会（以下「観光協会」という。）の会員事業所に限る。また、掲載する広告の範囲は、バナー広告掲載ガイドラインに沿ったものとする。

(掲載の位置)

第3条

広告の掲載位置は、観光協会がインターネット上に公開しているホームページのトップページ画面、及び、各コンテンツページ画面で観光協会が指定した位置とする。

(広告の規格等)

第4条

ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、その枠の規格は以下のとおりとする。

(1) タイプ

※ 静止画像(220×80ピクセル)

※ データ形式は次のとおりです。jpg・gif 形式

※ アニメGIF可

※ 必要に応じて、ソースファイルをお預かりする場合がございます。

(2) バナー広告のデザイン及び色彩等は、ホームページのデザインと調和が取れたものとする。

なお、バナー広告作成を当観光協会に依頼する場合の作成料は相談とする。

(広告掲載料)

第5条

広告掲載料は以下のとおりとする。

TOPページ1か所あたり 1年間36,000円 ※ 総ページアクセス数 平成24年度 513,600件

(掲載期間)

第6条

広告の掲載期間は、原則として1年間を単位とし、掲載始期は7月1日の正午(12:00)から翌年6月30日の正午(12:00)を基本とする。また掲載期間内の途中契約・途中解約の場合は月間単位でのご精算となります。

(広告の掲載希望事業所の募集)

第7条

広告の掲載希望事業所の募集は、随時、ホームページ及び広報紙に掲載、または観光協会より協会員様に直接掲載の案内等にて募集するものとする。なお広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、初回募集に限り、当協会役員立会いの下、抽選により決定し、以後は、申込順とする。

(広告の作成及び掲載申込み)

第8条

広告の作成及び掲載希望事業所は、四日市観光協会ホームページ有料バナー広告 作成・掲載申込書を四日市観光協会に提出しなければならない。

(広告の掲載決定)

第9条

観光協会は、前条の申請があったときは、その諾否を決定し、申請事業所へ通知するものとする。

2 広告の原稿は、観光協会が指定した期日までに指定した方法により作成し提出するものとする。

(掲載料の納入)

第10条

ホームページへ広告の掲載が決定した事業所は、広告掲載開始日の前月の最終営業日までに広告掲載料を観光協会が指定する方法により納入するものとする。

(掲載料の還付等)

第11条

納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告の掲載期間中、当協会の都合によりホームページの公開を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(掲載の更新)

第12条

掲載期間満了1か月前までに掲載中止の申し出がない場合は、1年間自動更新とする。またそれ以降も同様とする。但し、掲載希望の他事業者が多数の場合はこの限りではない。

(その他の事項)

第13条

この要綱に定めるもののほか、ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。